第1章 計画の基本的事項

1. 制度の背景

- 平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされました。
- これまでも、保険者においては健康情報や統計資料等を活用することにより、「特定健康診査等実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところですが、今後はさらなる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを蓄積・活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅する保健事業を進めていくことが求められています。
- こうした背景を踏まえ、国は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第4項の規定に基づき、平成26年3月、国民健康保険法に基づく「保健事業の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第307号)」の一部を改正する等により、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善等を行うよう指導しています。
- 志布志市では、生活習慣病の発症予防や重症化予防をはじめとする被保険者の健康保持 増進を図ることを目的に平成 27 年 3 月に「データヘルス計画(第 1 期計画)」を策定しまし た。平成 30 年 3 月には、第 1 期計画の評価・見直しを実施し、「データヘルス計画(第 2 期計画)」を策定し、保健事業の実施及び評価を行っています。この度、第 2 期データヘルス 計画の計画期間終了に伴い、当該計画の評価・見直しを行い、改定した第 3 期データヘルス 計画を策定することで、引き続き、被保険者の健康保持増進を図る保健事業の実施・評価、 見直しを行っていきます。
- これまでは、特定健診・特定保健指導については、特定健康診査等実施計画の中で進められてきましたが、今回、データヘルス計画に含めるものとします。

2. 他計画との関係性(保健事業)

関連する計画	関係性
医療費適正化計画	データヘルス計画は、都道府県が策定する医療費適正化計画に基づき、市町村国保において医療費適正化等を共通の目的に各種保健事業を行うものである。
特定健康診査等実施計画	従来は別の計画であったが、今回からはデータヘルス計画と一体的に 策定することになる。
健康増進計画	都道府県に策定義務が、市町村に策定努力義務がある。健康づくり に関連して、指標や目標値が共通する点もある。関連する事業(保 健指導、健康教育など)が含まれている。
高齢者福祉計画及び介護保険 事業計画	都道府県は介護保険事業支援計画を、市町村は介護保険事業計画を策定する義務がある。地域包括ケアや高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業が共通する場合は、連携の必要がある。
総合振興計画	総合計画は自治体の最も上位計画であるため、適宜、整合性を図る 必要がある。
自殺対策計画	都道府県、市町村に策定義務がある。関連する事業 (こころの健康 づくり相談会、ゲートキーパー養成講座など) が含まれている。

3. 目的

本計画は、健康診査、保健指導、診療報酬明細書(レセプト)、介護保険等のデータを分析し、幅広い年代の被保険者の健康課題を的確に捉え、その課題に応じた保健事業を PDCA サイクルに沿って行うことにより、健康の保持増進、生活の質(QOL)の維持及び向上が図られ、結果として医療費の適正化に資することを目的として策定しています。

■ PDCAサイクルに沿ったデータヘルス計画策定



4. 計画期間

鹿児島県における医療費適正化計画や医療計画等が、令和6年度から11年度までを次期計画期間としているので、これらとの整合性を図るため同期間を計画期間としています。

また、令和 8 年度(2026 年度)に中間評価、令和 11 年度(2029 年度)に最終評価を 実施することとします。

なお、今後の国の法改正や指針の見直し、社会情勢等の変化、計画目標の達成状況を考慮し、必要に応じて計画の見直し等を行うものとします。

5. 実施体制·関係者連携

- 計画は保健課国民健康保険係が実施主体となり、計画立案、進捗管理、評価と見直し等を行います。
- 計画については国保運営協議会において審議、報告を行います。
- 計画の実施にあたり、保健課保健対策係、保健課健康支援係、保健課地域支援係、保健課 介護保険係、支所保健係と連携しながら、健康診断、保健指導等を実施します。
- 地域の医療等関係者として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、あるいは外部有識者等と連携 し、健康診断、保健指導等への協力、計画の効果的な実施のための意見を伺います。
- 〇 県や保健所、国民健康保険団体連合会(保健事業支援)等から支援を得て、効果的な保 健指導の実施に努めます。

実施体制・関係者との連携と役割

実	施体制機関	主な連携と役割
実施主体	志布志市 保健課国民健康保 険係	計画の実施主体として、計画立案、進捗管理、評価、見直し等専門職の確保、部門内の事務職と専門職との連携と役割分担
庁内連携	保健課 ・保健対策係 ・健康支援係 ・地域支援係 福祉保健課保健係 総務市民課保健係	 健康増進計画との調整 健診、保健指導、健康教育等での連携 データや分析結果の共有 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等での連携
	保健課介護保険係	介護保健事業計画との調整地域包括ケア・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等での連携データや分析結果の共有

実施体制機関		主な連携と役割
行 政	鹿児島県・ 保健所	 関係機関との連絡調整や専門職の派遣・助言等の技術的な支援、情報提供等 都道府県関係課あるいは他の保険者との意見交換の場の設定 現状分析のために都道府県が保有するデータの提供
保健医療関係者	医師会、 歯科医師会、 薬剤師会、 在宅職能団体	計画策定、評価・見直し等への助言健康診断、保健指導への協力日常的な意見交換や情報提供
	学識経験者 等	● 計画策定、評価・見直し等への助言
保険関係機関	後期高齢者医療 広域連合	● 地域包括ケア・一体的実施での協力● データや分析結果の共有、国保から後期高齢者医療のデータ突合の推進
	国民健康保険団体連合会	■ KDB 等のデータ分析やデータ提供に関する支援● 研修会等での人材育成、情報提供● 保健事業支援
	保険者協議会	他の市町村国保、国保組合、被用者保険と健診・医療情報やその分析 結果、健康課題、保健事業の実施状況等を共有保険者間で連携した保健事業の展開
被保険者	_	地域組織等を含む被保険者との意見交換や情報提供国民健康保険事業の運営に関する協議会への参画健診の受診勧奨や保健指導の利用勧奨等への協力